

議 会 報 告 会 議 録

平成30年11月10日（土）

八 王 子 市 議 会

議 会 報 告 会 会 議 録

平成 30 年 11 月 10 日（土曜日）

出席者（11 名）

議 長	伊 藤 裕 司		
副議長	村 松 徹		
議会運営委員長	吉 本 孝 良		
議会運営副委員長	美濃部 弥 生		
議会運営委員	小 林 信 夫	議会運営委員	星 野 直 美
議会運営委員	小 林 裕 恵	議会運営委員	馬 場 貴 大
議会運営委員	前 田 佳 子	議会運営委員	市 川 克 宏
議会運営委員	渡 口 禎		

[午後 7 時00分開会]

◎吉本議会運営委員長 皆さん、こんばんは。ただいまから平成30年度八王子市議会議会報告会を開催させていただきます。

本日はお忙しい中、議会報告会にお越しいただきまして、誠にありがとうございます。私は、議会運営委員長の吉本孝良と申します。

◎美濃部議会運営副委員長 本日司会を務めさせていただきます副委員長の美濃部弥生でございます。

◎吉本議会運営委員長 どうぞよろしくお願いいたします。

◎美濃部議会運営副委員長 よろしく願いいたします。

今回は5回目となる議会報告会でございます。昨年にも増して、より良い報告会にしていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず初めに、主催者を代表いたしまして伊藤裕司議長より御挨拶を申し上げます。

◎伊藤議長 皆様、改めましてこんばんは。御紹介をいただきました八王子市議会議長の伊藤裕司でございます。今日はようこそ議会報告会にお越しいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、簡単に御挨拶をさせていただきます。

遡ること18年前になりますが、平成12年、地方分権一括法が施行されました。その施行によりまして地方に権限や財源が移行されました。国より移行されているわけです。そして、議会の役割がチェック機能だけでなく、市民福祉の増進のために政策提案機能の役割が重要になってまいりました。

それを受けまして我が八王子市では、平成26年4月に八王子市議会基本条例を制定いたしました。そして施行されております。

まず、1番目には、よく言われます行政のチェック機能、そして、先ほど言いました政策の立案・提案機能、そして、開かれた議会等々の内容を盛り込んだ条例が制定をいたしました。その条例に基づいて議会に市民参加の機会を広げて、市民の皆様の意見を把握するために、この議会報告会が開催されているわけでございます。本日で5回目になります。

本日のテーマは「議会基本条例制定後の取り組み」についてということで行います。現状を委員長の吉本議員、そして副委員長の美濃部議員にさせていただきます。本日の報告会が実りあるものとなりますよう、皆様の活発な御意見をいただければありがたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

◎美濃部議会運営副委員長 それでは、ここで本日の報告会の進め方を御説明させていただきます。

今回は議会運営委員会から報告をさせていただきます。

報告の後、その内容についての質問をお受けし、その場で委員がお答えいたします。その際、御質問のある方は挙手をお願いいたします。

本日の終了時間は午後8時30分ごろを予定しております。報告が早目に終わった場合、休憩を入れまして、市議会に対する御質問をお受けしたり、御意見を伺う時間にしたいと思っております。

なお、本日は市議会だよりなどに掲載するほか、マスコミの方が取材のために写真撮影をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

ここで壇上の議員を御紹介申し上げます。

中央左側から伊藤裕司議長。

村松徹副議長。

吉本孝良議会運営委員長。

右側に移りまして、議会運営委員の小林信夫委員。

星野直美委員。

小林裕恵委員。小林委員にはパワーポイントの操作もお願いしております。

馬場貴大委員。

前田佳子委員。

市川克宏委員。

全体を通してのパワーポイントの操作は渡口禎委員でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、本日報告を行います議会運営委員会について御説明させていただきます。

お手元にお配りしました議会だより「ひびき」の245号をお出しく下さい。表紙が赤い獅子頭の写真のものでございます。お手元でございますでしょうか。

2枚めくっていただきまして、4ページをお開きください。

議会運営委員会の主な所管事項と所属している議員が集合写真入りで紹介されております。議長を除く全議員は4つの常任委員会のうち1つの委員会に所属しております。そのほかに議会の運営や会派間の意見調整などを行うために議会運営委員会を設置しております。

議会運営委員会の主な所管事項は、議会の運営、議会の会議規則や委員会に関する条例、議長の諮問、市議会だより「ひびき」の編集などを担当しております。

それでは、議会運営委員会から本日の報告会の本題であります「議会基本条例制定後の取り組み」について御報告申し上げます。

報告者は議会運営委員会の吉本孝良委員長でございます。よろしく願いいたします。

◎吉本議会運営委員長 それでは、改めまして、皆さんこんばんは。ただいま御紹介のありました議会運営委員会委員長の吉本孝良です。どうぞよろしく願いいたします。

途中、美濃部副委員長と交代しながら説明してまいりますので、御了承いただきたいというふうに思っております。

皆さん、突然ですが、議会運営委員会の存在を御存じでしょうか。市民の皆さんにとってなじみの薄い市議会の中にあり、さらに何をやっているのかわからないというお声も聞こえてきそうですが、普段は委員の質問や意見の機会を調整したり、法に基づいて議案を決定できるよう、会議の運営や進行を内部で調整することが主な仕事です。そのほかに八王子市議会ではさまざまな議会改革の具体的なルールを決めたり、今日のように議会報告会を運営する役割も持っています。

今回の議会報告会のテーマは、「議会基本条例制定後の取り組み」についてです。市民の皆さんに御理解いただけるように報告することがとても難しいテーマだと感じておりますが、これを条例検証の一つの過程として行いたいと考えています。

本日、受付で、「議会基本条例の検証に関してご意見をぜひお聞かせください」という白い紙のアンケート用紙を配付させていただきました。御協力いただければと考えております。よろしく願いいたします。

さて、八王子市議会では平成26年に議会基本条例を施行しましたが、そもそも議会基本条例とは何か、御存じない方も多いと思います。

平成12年に国と地方自治体の関係が対等で協力関係であることを定めた地方分権一括法が施行されました。その後、要請があれば計画をつくる段階から住民にかかわってもらうなど、住民主体のまちづくりを目指すことが当たり前になってきましたが、議会では余り大きな変化はなく、住民の代表として、合議制の機関として議会の役割が果たしているのかとの問題意識から、議会改革に取り組むところが多くなりました。

八王子市議会においても平成15年ごろから議会改革に関する議論が行われました。この議会改革の代表的な手段の一つが議会基本条例の制定でもあります。実は、議会基本条例には明確な定義がありません。その内容は市議会ごとに少しずつ異なっております。八王子市議会では議会改革として取り組むべき手段を議会基本条例の条文の中に多く盛り込みました。そして、条例で定めた手段を用いて、これまで以上に市民の皆さんに必要とされる議会になるように改革することを目指しております。基本条例の制定には意見が対立する議員同士が納得できる落としどころを探っていく必要があります。その過程もまた議会改革のための大事なプロセスであったと考えています。

初めに、本市議会でのこの議会基本条例を制定した経過を簡単に説明させていただきます。

まず、市民目線に立った議会運営をすることを目指して平成22年4月に「議会基本条例等検討会」を設置しました。検討会では11回の検討を重ね、翌年3月に報告書をまとめましたが、この段階ではさまざまな意見を提起するにとどまりました。その後、議員全員が賛成できる議会基本条例をつくるために、平成23年10月に「議会基本条例素案準備会」を設置しました。準備会では中央大学の佐々木信夫（ささきのぶお）教授をお迎えし、勉強会を開催した上で16回の検討を重ね、平成25年1月には素案を作成しました。その後、2月には「議会基本条例策定特別委員会」を設置し、素案をもとにした正式な条例案と、その内容や考え方を条文ごとに解説したものを作成しました。また、パブリックコメントや市民との意見交換会を開いて、できる限り市民の皆さんの意見を取り入れる努力をまいりました。中でも市民参加と意見の把握に関することや、情報公開と説明責任に関することなど、市民の皆さんと議会との関係をうたった条文に対して多くの御意見を寄せていただきました。

貴重な意見に対する回答は八王子市議会の考えとしてホームページに公開しております。

特に、第20条の条例の見直し手続では、素案の段階にはなかった市民や有識者等の意見を聞くことを条文に盛り込みました。

その後、専門家との検討会を開き、当時、一般財団法人地域開発研究所にいらっしゃった牧瀬稔（まきせみのる）先生をお招きして、素案に対する評価と講評をいただきました。牧瀬先生には後ほど説明する議会基本条例の検証の際にもお世話になりました。

こうした経過を経て、八王子市議会基本条例を平成25年9月の本会議において全議員の賛同を得て可決いたしました。

以上が議会基本条例を策定するまでの経過です。

それでは、条例施行後の取り組みについて美濃部副委員長から説明させていただきます。

◎美濃部議会運営副委員長　それでは、私からは議会基本条例制定後に行った議会改革の取り組みの主なものを御紹介したいと思います。

制定後の最初の取り組みといたしましては、平成26年2月1日発行の広報紙、市議会だよりから表紙の写真を公募することにいたしました。これは主に条例第5条にある情報公開と説明責任の中にある取り組みでございます。表紙の写真を公募にした目的は、市民の皆様により身近に感じていただき、これまで以上に興味を持っていただきたいとの思いからでございます。市議会だよりは年に4回

発行し、市内のすべてのお宅に直接お届けしております。なお、本日、市議会だよりを受付で配付させていただきました。過去のはホームページに掲載しておりますので、ぜひ御覧ください。

そして、平成26年6月の第2回定例会から一般質問に一問一答方式を導入いたしました。これは条例第7条の質問の形式に多様なものを取り入れる取り組みでございます。それまでは議員がまとめて複数の質問をして行政側もまとめて答弁する一括質問一括答弁方式だけを採用していましたが、新たに1問ずつ議員が質問し、行政側が答弁する一問一答方式を取り入れました。この方式を取り入れたことにより、聞いていてわかりやすく、議論が深まるようになりました。この4年間で一括質問と一問一答を取り入れた質問は大体半分ずつの割合で行われており、それぞれの形式のよさをいかす質問が行われております。

また、6月の都市環境委員会では、議案の審査に当たり初めて委員間討議が実施されました。それまでは行政側にしか質問できませんでしたが、条例第11条第2項の取り組みとして論点・争点を明確にするために委員同士で質問をし合えるようになりました。

また、6月からは主に条例第4条の意見の把握に関する取り組みとして、市民の皆様からの提案である請願・陳情の取り扱いを一部変更して、請願を審査する委員会の中で請願代表者が直接説明する機会を設け、また、陳情や要望については全議員にその写しを配付することにいたしました。

次に、この年の11月には市議会の活動を報告し、意見を交換する第1回議会報告会を開催しました。これは主に条例第4条の市民の参加と意見を把握する機会を設けることを定めた条文に関する取り組みでございます。報告会は平日の夜に、ここ、クリエイトホールで開催いたしました。テーマは「中核市移行に向けた議会の取り組み」と「議会基本条例制定までの経過」についてございました。

そして、平成27年4月、八王子市は東京都で初の中核市として新たなスタートを切りました。条例施行から2年目を迎えたこの年の9月には「八王子市議会ICT検討会」を設置しました。主な検討内容は、予算や決算の委員会をインターネット中継することや、ペーパーレスを目指し、タブレットを使った文書共有システムの導入などについてでございます。経費的な面からすべてを実現することはできませんでしたが、翌年度の3月には、一問一答方式の場合、傍聴席からは発言者の顔が見えなかったのですが、議場の傍聴席にモニターを2台設置し、顔が見えるようにいたしました。また、平成29年6月の第2回定例会からは、本会議のインターネット中継をスマートフォンやタブレットで、いつでもどこでも見ることができるよう改善しました。これは主に条例第5条の情報公開及び説明責任の充実に関する取り組みでございます。

平成27年11月、第2回議会報告会を前年に続いて平日の夜に開催いたしました。テーマは「改選後の市議会の構成」、「予算・決算の審議の仕組み」、そして「4つの常任委員会で議論された主な内容」の3点でございました。

平成28年2月には八王子市議会政務活動費に関する検討会を立ち上げました。これは主に条例第13条の政務活動費や、第5条の情報公開と説明責任に関する取り組みでございます。当時、一部の地方議員による政務活動費の不適切な使用が全国的なニュースとなっております。八王子市ではより具体的な使い道を明示し、一層の透明性を高める必要があるとの認識で検討会を立ち上げました。検討会では11回にわたって議論いたしまして、詳細な使途基準を設けた「政務活動費の手引き」を作成し、平成29年4月から運用を開始しています。この「政務活動費の手引き」はホームページに掲載しておりますので、御覧いただきたいと思います。また同時に、政務活動費の収支報告書についても公開することを決定し、平成29年度分から市議会のホームページで公開しております。

そして、平成28年2月には初めての試みとして、広報紙・市議会だよりの表紙写真展を開催いたしました。これは公募した表紙写真の作品のすべてを市役所ロビーと八王子駅南口総合事務所に展示することで、市民の皆様からの応募作品を増やす取り組みでございます。

さらに、展示した表紙写真の中から優秀な作品を選出し、最優秀作品として発表しました。以来、毎年2月から3月にかけて写真展を開催し、合わせて年間最優秀作品の発表も行っております。

こちらを御覧ください。これまでに選ばれた歴代の最優秀作品が掲載された市議会だよりの写真でございます。ぜひ、本日会場にいらっしゃる皆様も、どしどし御応募いただきたいと思っております。お待ちしております。

それでは、ここで吉本委員長に再び交代させていただきます。

◎吉本議会運営委員長 続きまして、平成28年11月には第3回議会報告会を開催いたしました。テーマは「市制施行100周年記念事業について」と、「全国都市緑化はちおうじフェアに対する議会の取り組み」の2点でした。

平成29年2月には広報紙・市議会だよりの愛称を公募しました。これは平成29年の市制100周年を記念し、市議会だよりが市民の皆さんにさらに親しまれるものになることを願って実施したものです。市民の皆さんからは22件の応募があり、その中から「市民と議会が低音から高音まで明るく響き渡るように」というコンセプトを持つ「響（ひびき）」に決定いたしました。

平成29年4月からは発言時間に決まらなかった質疑などについてのルールを取り決め、実施することにしました。これは円滑な議会運営のため、質疑に一定の制限時間を設けることで、会議の傍聴やインターネット中継などを通じて、市民の皆さんによりわかりやすい議論をお届けすることを目的としたものです。これは条例第10条にある議会の適切な運営に関する取り組みです。

また、10月には市制施行100周年を記念して八王子市議会記念誌を発行しました。平成以降の議会の歴史をまとめたものです。一般には配布はしていませんが、内容に興味のある方はホームページもしくは議会図書室などで閲覧できますので、ぜひ御覧いただきたいと思っております。

平成30年1月には第4回議会報告会を開催しました。このときは「いじめ等に関する基本的な方針」や、妊娠から出産、子育てを切れ目なく応援する「八王子版ネウボラ」についてなどをテーマとして、平日の夜に開催しました。

このように、これまで4回の議会報告会を開催してまいりましたが、参加者数は86名、93名、60名、80名と伸び悩んでいます。事後検証をその都度行ってきましたが、開催する曜日や時間設定、報告の手法について工夫するとともに、市民の皆さんに議会に対する興味を持っていただくことも課題であるとの意見が出ました。このことについては議会基本条例の検証に合わせて引き続き検討していくことにしました。

以上、議会基本条例の策定までの経過と、施行後の平成26年度から29年度の4年間の議会改革の取り組みのうち、主なものについて説明させていただきました。そして、議会基本条例検証の最初のステップとして平成30年2月に議会基本条例の評価会議を公開で開催しました。評価会議の内容については、この後、詳しく御説明いたします。

議会改革の取り組みのうち、議会基本条例の検証作業についてです。八王子市議会基本条例第20条では、市民や有識者などの意見を聞いた上で検証を行うこと、そして、その結果、見直しが必要な場合は対応するということが規定されています。本市議会では条例の施行から4年を迎え、以前からこの検証をしなければならないと考えていました。他の自治体の状況を調べてみますと、平成28年度に公表された

調査結果ですが、条例を制定している議会は683議会あり、そのうち既に検証を実施している議会は2割程度と大変少ないことがわかりました。

このような状況の中で、どのような手法で検証作業を行うべきか議会運営委員会で議論を重ねました。その結果、条例を策定するときに専門家としての御意見をお聞きした牧瀬稔先生に、有識者の視点からお話をお伺いしてみようということになりました。牧瀬先生は現在、関東学院大学法学部の准教授をされており、大変お忙しい中ではありますが、検証についてお願いしたところ、快く引き受けてくださいました。

早速、牧瀬先生とお会いして今後の検証方法について相談させていただきました。牧瀬先生からのアドバイスを受け、評価シートというものを作成し、これを用いて検証することにしました。評価シートとは、議会基本条例の条文ごとに、その条文に対して、これまで八王子市議会がどのような取り組みを行ってきたのかを記載したものでございます。検証方法として、この評価シートを使い、市議会が自ら行う内部評価と、牧瀬先生と複数の有識者等で外部評価を行い、点数が低いもの、また、その点数の差が出た部分について検証するという方法をとることにしました。

それでは、ここから評価シートと内部評価について美濃部副委員長から詳しく説明させていただきます。

◎美濃部議会運営副委員長 今、画面に映っておりますのが議会基本条例評価シートの概要版でございます。これは実際の会議のときに使用した評価シートではなく、わかりやすくレイアウトを一部変更して評価結果の欄を後から加えたものでございます。文字が少し小さいのですが、御興味のある方は後ほどじっくりと御覧いただければと思います。

それでは、議会基本条例評価シートの御説明をさせていただきます。

画面を御覧ください。

ここで、例として議会基本条例第5条1項1号の欄を使って御説明いたします。

お手元の資料では3ページになります。

まず、一番左側に条文を記載しております。条文の隣の欄は条例施行後の具体的な取り組み状況と成果、その隣には評価項目があり、その隣が内部評価の点数とその理由、一番右側の欄には有識者の得点を示しています。

なお、評価点の欄の一番左にある評価項目でございますが、後ほど検証のまとめでも登場しますので、ここで簡単に説明をさせていただきます。

評価項目とは、議会基本条例の条文を達成するための手段と、それを充実させるために必要なことをA、B、C、Dの4つに分類したものでございます。

まず、Aの「政策等の監視と評価」、そしてBの「市民意見の反映と政策立案」、これは議会に求められる役割として設定いたしました。このAとBをより充実させるための手段として、Cの「開かれた議会・透明性の確保」とDの「継続的な議会改革とわかりやすい議会運営」を設定いたしました。

それでは、例として第5条1項1号の条文を御覧ください。条文には本会議並びに常任委員会、特別委員会及び議会運営委員会を原則公開することと書かれております。この条文に対する具体的な取り組みとして、アとして「会議の公開」、イとして「本会議のインターネットによる生中継と録画中継による公開」、ウとして「ケーブルテレビによる生中継による公開」、エとして「傍聴のための環境整備」が掲げられております。エの傍聴のための環境整備では、これまで八王子市議会が行ってきた児童、乳幼児、盲導犬の入室許可などの取り組みに加えて、条例施行後に傍聴人からの録音の申し出を認める取り組み

が拡充されたことが記載されております。これらの取り組みにより、条文の内容がどれくらい達成できているのかが評価されることになります。

次に、評価点について御説明いたします。牧瀬先生から示された評価基準がこちらでございます。条文に対する取り組みをほぼ達成したと判断した場合は5点、75%程度で4点、50%で3点、25%で2点、取り組みに着手したばかりと判断した場合は1点、まだ実施されていないと判断した場合を0点として、0点から5点までの6段階評価といたしました。この評価は牧瀬先生の御提案で、八王子市議会自らが評価を行う外部評価と、牧瀬先生と有識者のお2人、さらに、関東学院大学の学生さん9人により評価していただく外部評価の2つの視点から実施することになりました。

市議会での内部評価につきましては、まず、会派ごとの話し合いにより、会派としての評価点を決定し、次に、それをもとに議長、副議長とともに協議し、八王子市議会としての評価点を仮に決定いたしました。そして、後日、仮の評価点を議会運営委員会に案として提示して協議し、最終決定といたしました。最終的な八王子市議会としての評価点は170点満点中147点、100点満点に換算すると86点でございます。

このような過程を経て、平成30年2月16日、「議会基本条例検証のための評価会議」を公開で開催いたしました。当日は牧瀬先生のほかに事前の外部評価にも御協力いただいたPHP研究所の茂原純（もはらじゅん）さんと、関東学院大学の4人の学生さんにも御参加いただきました。評価会議では、まず、八王子市議会での評価点とその理由について説明し、その後で、牧瀬先生から有識者の皆さんの評価点の発表をしていただきました。有識者による評価点は100点満点中80点でございます。また、今回参加していただいた関東学院大学の9名の学生さんの点数は100点満点中74.3点でございます。有識者の評価では、評価シートの取り組みからは判断ができないとして評価保留となる項目がいくつかありました。評価シートを作成する中で、市議会内部の複雑な情報を共有していない外部の方に市議会の取り組みを理解していただき、得点評価していただくことは、非常に難しいものであると感じました。

この検証の手法については評価会議後の振り返りの中でも委員の中から課題として意見が多く出されました。また、先生からも、今回は条文ごとの取り組み結果だけを検証している。次に検証するときには、これらの取り組みの結果、どのような成果があらわれたかをわかるようにすることが求められると、このような指摘がありました。

こうした有識者の厳しい意見を私たち八王子市議会としてもしっかりと受けとめ、今後につなげてまいります。

ここで吉本委員長に再び交代をいたします。

◎吉本議会運営委員長 後日、評価会議のまとめとして牧瀬先生からはいくつかの提言をいただきました。評価会議での結果と、この提言をもとに議会運営委員会においてさらに検証を進めました。

牧瀬先生からは、第一に、これからは議会と市民との双方向のコミュニケーションが大切になると考えられるので、今回の検証の経過や結果については市民の皆さんに公表してほしいという御意見をいただきました。これについては、透明性の高い議会運営を目指すという基本条例の理念からも、できる限り公開で進める予定でしたので、検証の中で特に異論はありませんでした。早速2月の評価会議の記録をホームページで公開いたしました。また、本日の議会報告会では検証の経過を市民の皆さんに報告し、御意見を伺うことを目的としてテーマを設定しました。この結果についてもホームページで公開していく予定です。

第二に、他の市議会に比べて八王子市議会の基本条例はボリュームが多い、このため、機能していな

い条文があるので、その規定を削除し、残った規定に議会の人や物などの資源を集中させたほうが良いのではないかという意見をいただきました。これについては、対応できていない条文があることは事実だが、条例は我々八王子市議会が会派を超えてさまざまな議論の中で目指すべき基準を条文に盛り込み、全議員の同意を得ている。4年間の中で実行できなかったからといって削除するべきではないとの意見でまとまりました。そして、これまで取り組めなかったものについてはどのような形での実現が可能なのかを検討していくことになりました。

第三には、議会の監視機能を高めるための立ち入り調査権についての検討や、政策立案機能の強化に向けて議会シンクタンクを設置することなどについての提案をいただきました。これに対しては、議会の監視機能を強化することへの異議はないが、議会には既に検査権や調査権、監査請求権などがある。さらに、議員は監査委員にも選出されており、権限を強化する方法としてこれらを有効に機能させる方法を法の枠内で検討すべきだとの意見が出されました。また、外部のシンクタンクの設置という提案については、本市議会の現状では先に解決すべき問題も多くあり、特色に合っていないのではないかとの意見がありました。

第四に、検証の回数について、2年に1回程度の実施を提案するものでした。これは評価会議の中でも議論となりましたが、議会の取り組み目標の設定ができていない中では、検証の回数だけを決めても意味がない。今後、検証の手法そのものについて、もう一度検討していくべきではないかという意見が出ました。そのほか、このような提言内容について、講師と市議会との間で評価会議の後に質問したり調整したりする機会を手法として設けることができなかつたことから、今回は参考とすべきとの意見がありました。

確かに八王子市議会では基本条例を制定してから議員による政策条例の立案はありません。しかし、他の自治体議会に比べ、議員1人当たりの一般質問の発言時間が多く確保されていることや、議案の質疑をするときにも行政に対する要望や提案する発言を認める議会運営がされています。このことで議員の提案が市の政策に反映されやすいという特色があります。

また、議会運営委員会では毎年、議会改革度ランキングが上位の自治体を行政視察で訪問し、さまざまな取り組みを調査・研究してきました。しかし、中にはランキングを上げる取り組みを優先させた表面的な議会改革に取り組んでいる自治体もありました。議会運営委員からは、議会改革度ランキングだけにこだわらず、また、条例の立案だけにとらわれない議会の政策提案の手法や市民の皆さんへの示し方についても検討していくべきではないかとの意見も出されました。

このようにして検証を進める方針が決定しました。今後は、今まで実施されなかつたからといって、その条文を削除するのではなく、できなかつたもの、足りないものへの取り組みを進めることを中心に検討を進めることにしました。

先生の提言にもありましたが、八王子市議会の基本条例は項目が非常に多くなっています。そこで、評価点が4点以上の項目については検討対象から除き、内部評価と有識者の評価のうち、どちらか一方でも3点以下、つまり達成率が50%以下である10項目の条例を中心に実現するための取り組みを検討することにしました。

画面を御覧ください。評価点が低かつた10の条文には、その目的や内容などが重なっている部分があります。また、新たな取り組みが1つの目的だけを達成するものではないことも考えられます。そこで、さらに評価項目ごとに分類しました。

一つ目は、「市民意見の反映と政策立案」の視点からの条文です。これには6つの条文が該当します。

二つ目は、「開かれた議会・透明性の確保」、ここには2つの条文が該当します。

三つ目は、「継続的な議会改革とわかりやすい議会運営」の視点で、こちらにも2つの条文が該当しております。

次に、それぞれの評価項目を実現するために市議会として、どのような取り組みを行ったら良いかについて検討を行いました。最終的にこれから申し上げる12の取り組みの実施の可能性について、今後、調査・研究していくことを決定しました。

まず、1つ目の視点、評価項目Bの「市民意見の反映と政策立案」の取り組みを充実させるものとして、まず、市民意見を反映するためには今以上に多様な意見を把握するべきではないかとして、考えたのは、1、市政世論調査を利用して議会への関心度などの市民アンケートを実施すること、2、議会独自の市民モニター制度を導入すること、3、広聴広報委員会を設置すること、4、市内の大学と連携して研修会、意見交換会などを実施することの4つです。

さらに、条例立案ではない政策提案を示す方法として考えたのは、5、現在4つある特別委員会などを見直し、調査・研究活動を充実させること、6、議員が会議で提案した政策がどの程度実現したかを検証して見えるようにすること、7、議案の採決の際、ただ賛成するのではなく、議会の意見表明として付帯決議を活用することの3つです。

次の視点、評価項目Cの「開かれた議会・透明性の確保」の取り組みを充実させるには、議会活動が見える化する必要があるとして考えたのは、8、委員会の視察報告書をホームページで公開すること、9、海外視察や会派視察の報告書をホームページで公開すること、10、閉会中の委員会の活動をホームページで公開すること、11、会議の資料を公開することの4つの取り組みです。

最後に、3つの視点、評価項目Dの「継続的な議会改革とわかりやすい議会運営」を充実させるものとして考えたのは、12、議会改革特別委員会を設置すること、そして3の広聴広報委員会を設置することの2つの取り組みです。

さらに、この中からすぐに取り組みめるものについては、今期の任期中に実施していくことにしました。1の市政世論調査を利用した市民アンケートについては、本年度の市政世論調査は既に終了していますが、来年度実施予定の調査に盛り込むよう調整することにしました。具体的な検討はこれからですが、数字であらわされる議会への関心度などを継続的に確認することで、さまざまな議会改革の取り組みへの評価指標の一つとして見ることはできないかと考えています。

また、8の委員会の視察報告書の公開については、平成30年度分からの公開に向け、作業を進めることにしました。これは条例第2条にあるように、委員会として行った市政の課題についての研修や、調査・研究活動を明らかにする手法の一つになると考えています。

残りの項目については、引き続き、実施の可能性を探りながら検討していく予定です。

以上のとおり、議会基本条例の制定後に取り組んできた議会改革、また、これまで行ってきた検証作業の経過について御報告させていただきました。十分な説明ができたか不安もありますが、本日、会場の皆さんにお配りしているアンケートの中に、この検証への御意見を記入していただければと考え、項目を設けております。

検証作業は途中経過ということで、まだ終了したわけではございません。これからも議会基本条例の条文に書かれていることに、いかにして取り組んでいくのか検討を続けてまいります。

今後も私たち八王子市議会基本条例の目的である市民福祉の増進のため、議会や議員のさまざまなあるべき姿を探りつつ、市民の皆さんに議員個々の活動だけでなく、八王子市議会という組織としての存

在意義を感じていただくことができるよう、今後もさまざまな議会改革に取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上で終了させていただきます。

◎美濃部議会運営副委員長 それでは、報告が終わりましたので御質問を受けたいと思います。質問につきましては、ただいま報告のあった内容に関するものにさせていただきます。市議会や市政に対する御質問や御意見等はお受けいたしかねますので、よろしくお願いいたします。

また、本日お答えできない質問に関しましては、後日、市議会のホームページでお答えをいたします。

なお、一人でも多くの皆様から御質問を頂戴したいと思いますので、お一人様1回につき1つの質問でお願いをしたいと思います。

それでは、マイクを持った議会運営委員の水野委員、石川委員が皆様のもとに参りますので、御質問のある方は挙手をお願いいたします。御質問のある方、いらっしゃいますか。

◎市民 情報公開は八王子市の場合、全くできていない。私のがんになる2年ほどぐらい前に、会派ごとの研修費用というか、管外視察とかと呼ばれていますけれども、その明細を示してほしいと申し上げましたら、もうそれが何カ月もかかっているんですね。それでやっと手に入れましたけれども、それで見ますと、私からすると、1回に新政会さんなんかは1人16万円とか使っているわけですね。10万円台なんか、もうたくさんあるんですよ。公明党さんなんかもそうですけれども。共産党さんも、それはそれで目的があればいいんですけれども、目的もはっきりしていなくて、成果も全く市民に報告されなくて、それで年間1,450万円ほどの報酬と、期末手当とか、あとは何かその他もあるみたいなんですけれども、それで1,450万円ももらっていて、ほかに行政視察も1人7万円とかをかけてやっているわけですよ。もっと低いところもありますけれども。

会派別の視察で1人17万円とか、14万円とか、今、資料がありますけれども、そういうようなことで、自殺者が一人も出ないような、八王子市市民は苦しいという人が一人もいないような八王子市をつくってくれるなら、それは1人10万円でも20万円でもかけてもいいですよ。それが私からすると全く反映されていないんですよ。

だから、言いたいことがたくさんあり過ぎて、私も資料をたくさん持ってきました。先ほどもお話がありましたように、議会改革度ランキング。北海道の芽室町が79点近くとしますと、町田市が37点ぐらいですよ。八王子市は5点ぐらいです。こういう2017年のランキングですけれども、こういうものを気にしないと、さっきお話がありましたけれども、とんでもないですよ。議員の期末手当の提案があつて、その反対をする人に、女性の方に、ひどいバッシングですよ。普段は寝たり話したりしている議会の議員が、そのときだけ元気になってバッシングをしている。こんな議会じゃ八王子市がよくなるわけがないですよ。

議会の改革をしっかりやってもらいたい。よろしくお願いします。

◎美濃部議会運営副委員長 ありがとうございます。

ただいまの御質問は情報公開についての御質問でございました。答弁を議長からお願いいたします。

◎伊藤議長 いくつか御指摘をいただきました。ありがとうございます。

資料も届いているかと思いますが、会派別の各行政視察の費用だとか、あるいは報酬等々の1人当たりの費用とか、期末手当等々の御質問がありました。また、いわゆる議会改革度のランキングを比較もしていただいたところでございます。

いくつか指摘をしていただいたところでございますが、例えば、ついこの間、私たち議会運営委員会

で行政視察を10月の半ばに、福島市と仙台市と、そして山形市、3市を訪問して、議会基本条例についてのその後等々の取り組みを視察してきたところでございます。まさに十数人で行ってきたわけでございますけれども、その様子をまとめて報告して、やはり公開する必要があると思っておりますし、また、それぞれ費用がどのぐらいかかっているのか等々も、また報告できると思っておりますけれども、やはり目的は、私たちの議会改革が他市と比べてどのくらい進んでいるのか比較をするということがございまして、大変有意義な会でございます。特に仙台市は政策の立案、提案を結構積極的にやっていることがわかりました。まさにそれが求められている、先行している政令指定都市でございましたけれども、そういったところは大変啓発されたわけでございますが、今後、八王子市の議会運営には、その作業なり検討していくということが求められているかなと思っております。

それぞれ行政視察は委員会ごとにやっておりますが、目的を持ってきちっとやっておりますし、また、費用に関しても、それぞれ基準に従って行っておりますので、言われました点、これからも厳しくチェックしながら対応していきたいと思っております。

◎美濃部議会運営副委員長 ありがとうございます。ほかに御質問はございますでしょうか。

まだお時間がございますので、一旦10分間の休憩を入れさせていただきます、市議会への御意見や御質問などをお聞かせいただければと存じます。

現在、19時56分でございますので、20時6分スタートにしたいと思います。よろしく願いいたします。

〔午後7時56分休憩〕

〔午後8時06分再開〕

◎美濃部議会運営副委員長 それでは、再開をさせていただきます。

ここからは私たち八王子市議会に対する御質問や御意見をお聞きしたいと思います。

今回もお1人様1回につき1つの質問でお願いいたします。

議会に対する御意見等をこのような場で聞きする機会はなかなかございませんので、ぜひこの機会にお聞かせいただければと存じます。

それでは、御質問のある方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。

◎市民 今回5回目になるわけですがけれども、吉本議員がおっしゃったように、なかなか参加者というか、見ないということで、私として議会事務局のほうに、町会ごとに案内を回してほしいとか、今回、市の広報は非常に目立つように出ていたと私は思うんですけども、今まではとても見てもらえないような、印象が弱いようなところがあったんですけども、今回は良かったなど。まず市の広報に関してはね。

です、もっといろんな方法で参加者が増えるように具体的に考えてもらいたいですね。町会なり商店街に回すとか、商店街連合会というところを通すとか、いろんな団体があると思うんですね。それがダブってもいいと思うんですね。少々の費用が、それが10万円、20万円余計にかかっても、100万円ぐらいかかっても、それで一度関心を持ってもらえば、翌年、また市の広報なりを見て参加してみようとかという人が増えるのではないかなと期待しますので、ぜひ、議会報告会の告知というものをも

う少し、もっと力強くやってほしいなと思いますので、よろしくをお願いします。

◎美濃部議会運営副委員長 ありがとうございます。

議会報告会の参加者を増やすために、もっとしっかりと広報したほうが良いという御意見でございました。

◎吉本議会運営委員長 大変ありがたい御意見をいただきまして、ありがとうございます。

本当に今おっしゃられたとおり、なかなか周知に対してどういうふうなものかということ、日々、委員会の中で模索しているところでございます。そういう意味では、今いただいたような内容の中で、さらに一層告知できるようにこれからも努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

◎美濃部議会運営副委員長 ありがとうございます。

ほかに御質問はございますか。

◎市民 こんばんは。私が住んでいる地域が松が谷で、今、八王子市では鹿島、松が谷の多摩ニュータウンをどうするかという問題が話し合われているということを私は最近知りました。それで、これは慌ててパブリックコメントを集めなければいけないと思って、駆けずり回って皆さんにお話を聞いたんですけども、誰一人、先月末、パブリックコメントの締め切りだったことを知りませんでした。なので、回覧板だけではなく、もうちょっと皆さんが知っていただけるような方法を本当に考えていただきたいなと思いました。

あと、議会についてなんですが、生中継は見られますけれども、その後のアーカイブ（記録）で、どなたがどんな発言をなさったかというのを後からでもちゃんと見られるように残していただけたらなと思っています。見やすい形にして。よろしくお願いいたします。

◎美濃部議会運営副委員長 ありがとうございます。

パブリックコメントの集め方、アーカイブについてということで御意見いただきましたが、壇上の皆さん、いかがでしょうか。

◎村松副議長 今、パブリックコメントの集め方について周知が確かに不徹底というか、不十分ではないかというお話がございました。これは確かに改善を重ねながらやっている面があるんですけども、でも、パブリックコメントのこの数そのものが本当に関係している方とか、また、関心がある方のかなりの部分をカバーしているのかといいますと、疑問に思うぐらいの件数しかないという現状がありますので、これはやはり行政側、また、私たちの市議会の場合も、パブリックコメントで皆さんの御意見を伺う機会は条例制定の場合もあったんですが、きちんとこういうものが改善されるように努めていきたいと思っております。

それから、アーカイブの件ですけども、これは議会のほうでパソコンを通じてはアーカイブが見られるように本会議の一般質問についてはあるんですけども、見やすいとは決して言えないような状態ですので、画質とか、絵そのものが小さくしか見られないという問題もあるので、これはまた情報公開の改善の部分でしっかり取り組む課題であるというふうに認識いたしました。しっかりまたこれも改善を含めて取り組むように、私どももまた議論を重ねていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

◎美濃部議会運営副委員長 ありがとうございます。ほかに御質問はございますか。

◎市民 質問なんですが、議会基本条例の第4条の「市民参加及び意見の把握」というところがあるんですが、ここの（2）で「市民による政策提案」という言葉があるんですが、ここの評価が内部評価が

5になっていて外部評価が4。外部評価のほうで「請願等の審査はきちんと行われている」と書いてあるんですが、請願等の審査をきちんと行うとか、言外では何か、陳情であるとか政策提案という部分はうまくいっていないのではないかというふうに読み取れるんですけども、市民から政策提案を議会で直接するような形というのは、評価5に値するような取り組みがされていると。

◎美濃部議会運営副委員長 市民参加の取り組みができていいのかという御質問でございました。

◎伊藤議長 済みません、ちょっと申し訳ない。聞き取りにくかったんですが、もう1回お願いできますか。

◎市民 失礼しました。済みません、では、もう一度はっきりします。

「市民参加による政策提案」ですね。議会への直接提案。こちらの部分の評価が内部評価で5で、外部評価が4、外部評価のコメントのところは「請願等の審査はきちんと行われている」と書いてあるんですが、請願はいいんでしょうが、陳情であるとか市民からの直接議会への政策提案、こちらの声を吸い上げるといふか、請願ではなくて陳情のほうの取り扱いはきちんとされているんでしょうか。これは5になっているので、きちんとされているところになっていると思うんですけども、この外部評価を受けてどういった直接の取り組みをされているのかなど。

◎伊藤議長 実は、これから改善しようという一項目はアンケート調査を行おうということで、今、我々のほうでは優先順位の一つとして考えているんです。特に議会への関心度について調査を行うということなんですが、その利用方法として、市民の意見・政策提案を調査する方法として、市政世論調査を利用して、質問項目をそこにに入れて調査をするというふうな一つの方法を、実は、今後の改革の一つとして検討しているところなんです。そういう形で取り組もうとしているところです。

そういうふうなことで、外部評価では、この4年間、このアンケート調査を実際やっていなかったでしょうというような指摘もありまして、それはこれから改善しようということでございますし、いくつかが請願とか陳情とか、そういったものは市民の政策提言として大変重要視しておりますので、これについてはこれからもそういうスタンスで議会としては取り組んでいくものと思っております。

◎村松副議長 ちょっと補足させていただきますと、内部評価が5点ということですが、外部評価が4点ということで、牧瀬先生を中心とする今回の外部評価の結果が4ということで、5段階評価の中の4ということなんですけれども、これはあくまでも成果を、アウトカム（市民の視点からとらえた具体的な効果など）評価ではなくて、やっているかやっていないかを見る結果としてのアウトプット評価という位置づけになっていまして、では、実際にどういう内容で4点とついているかといいますと、やれているか、やれていないかという、そういうことでの判断になっています。

内部評価が5点ということございまして、ただ、これまでも、陳情につきましては膨大な数が議会に寄せられるわけですけども、これらをきちっと議員がすべての陳情について情報共有して、この陳情の中身についてそれぞれ図るということとともに、場合によっては請願という形で紹介議員を設けて、議会に上げるという言葉を陳情当事者の方に諮ることができるという形に改めさせていただきながら、ここに至っているという現状はありまして、しっかりと陳情になっております、さまざまな応対といいますか、そういったものについてはしっかりと捉えていこうというふうに、今、大きく切りかわってきておりますので、そうした中での結果になっていることを御承知いただきたいと思っております。

重要な政策提言の機会というふうに捉えるように位置づけを変えまして今に至っているという現状はありますので、どうかよろしく御理解いただきたいと思います。

◎美濃部議会運営副委員長 他に御質問はございますか。

◎市民 上柚木から参りました。

「ひびき」のことについて、ちょっとお伺いしたいんですけども、私は2年ほど前に八王子市に越してまいりまして、「ひびき」を見せていただきまして、一般質問のまとめ方なんですけれども、今まで住んでいたところは何々党の誰々議員さんがこういう質問をされましたよというまとめ方だったんですけども、八王子市はこういう課題についてはこういう議論がなされましたというふうなまとめ方をされておりまして、それぞれ一長一短はあるかと思うんですけども、課題別の項目でまとめて市民に情報公開されている目的というか、どういうお考えで、議員別ではなくて課題別でまとめていただけるのか、わかれば教えてください。

◎美濃部議会運営副委員長 ありがとうございます。

個人名ではなく課題別になっている理由ということでございました。いかがでしょうか。

◎小林信夫議会運営委員 お答えいたします。

私もいきさつを詳細に記憶はしていませんが、かつては八王子市も、議員ごとに一般質問のテーマと質問の何点か、1題につき2問ぐらいの質問と、その答弁要旨を掲載している時期がありました。その後、いろいろな議会のやり方も変わってはきたんですが、一般質問する人の数が、八王子市は特に人数制限をかけていませんから膨大な人数になるんですね。その方が、かつては質問だけでも1人40分とか、答弁を含めたら1時間を超えるような質問も随分多かったです。そういうことの中で、少し時間的に制約をかけなければいけないねという議論とともに、議会紙に載せる質問についてもテーマごとにちょっとまとめて、全体にカバーできるようにしようではないかという議論が議会運営委員会の中でありました。

そうした中で、個人的には自分の名前が出れば非常にありがたいことなんです。今、議会報告とは、議会紙というものは、そういう意味では、どの議員がどういう質問をして、どういう提案をして、どういう結果が出たということを見るものも大事なんですけれども、そうなってくると、これは個人の議会活動の広報になってしまうだろうという議論があって、そうではなくて、議会総体としてどのような議論が交わされて、どのような答弁があったのかということ全体を省略しながらまとめたという、そういう形で方向づけをしていこうと。そういうような議論が多数を占めて、今の形態になったんだと思います。

おっしゃることは大変わかります。個人で言えば、私は議員ですから、大事な質問だと思ってやっているわけですから、自分の名前を出して自分の質問した部分を出していきたいけれども、今までこの何年間については、今言ったような経過があってそうした方針が変わったということです。ですから、これは議会運営委員会の中でまた議論をしていって、そういう議論、意見が中心となれば、そういうこともあり得ると思いますけれども、どうしても個人が自分でつくっている議会報告の小冊子といいますか、そうしたものと同じになるということが一番のネックだというふうに記憶しております。

◎美濃部議会運営副委員長 ありがとうございます。

ほかに御質問はございますか。いかがでしょうか。大丈夫でしょうか。

それでは、御質問を終了させていただきたいと思います。

ここで皆様にお願いがございます。今後の議会報告会にいかすためにアンケートに御協力をお願いいたします。御意見など御記入の上、お帰りの際、受付にお出してください。また、本日報告しました議会基本条例についての御意見も頂戴したいと考えております。合わせて御協力をお願いしたいと思います。

なお、アンケート結果は後日、市議会のホームページに掲載いたしますので、よろしくお願ひいた

します。

それでは、閉会に当たり村松徹副議長より御挨拶を申し上げます。

◎村松副議長 どうも皆様、今日は本当にありがとうございました。閉会に当たりまして、市議会副議長、村松徹が御挨拶をさせていただきます。

本日は大変お忙しい中、議会報告会においていただきましてありがとうございます。今回は初めて土曜日の開催ということで、従来ですと、平日の夜もしくは祝日に一度やったことがあるんですけども、なかなか祝日に来られる方も少ないということもありまして、そうした中での今回、土曜日初開催となりました。テーマによって多くの方が来られたり、また、少なかったりする場合もあるわけでございますけれども、今日はたくさんのお質問をいただき、また、もう少しざっくばらんに御意見をいただいても良かったなとは思っております。ちょっと早い時間に終わったことが少し残念な感じもいたします。

私は、先ほども厳しい御指摘がございました。議会の改革は、議員が自らの意志で取り組んでいかなければならない大変重要な課題でございます。行政改革は議会のほうでさまざま議論を尽くして指摘をしていくわけでございますけれども、議会の改革は、こうした場で皆様から市民の目線での厳しい御指摘をいただき、初めて拍車がかかるという部分もなきにしもあらずでございますので、今日は大変厳しい御指摘もいただきましたけれども、しっかりまたエンジンにかえて取り組んでいきたいと思っております。

先ほど町田市が市議会としてはトップだというお話がありましたけれども、これは恐らく早稲田大学のマニフェスト研究所の先月出したランキングだと思うんですけども、八王子市も実は12位にランキングされております。12位というのは、東京都の中の、東京都も含め、23区26市5町8村、全部合わせまして63自治体があるわけでございますけれども、その中での12位ということでございます。これもひとえに、まだまだ改革の途上ではございますけれども、地道にこの議会報告会を重ねて、皆様からの御意見をいただきながら改革を少しずつ進めてきた一つの成果であると、皆様に合わせて感謝も含めて御礼を申し上げさせていただきますと思っております。

次回の議会は11月30日に、本年の第4回定例会開幕の予定でございます。どうぞ多くの皆様に来ていただきまして、議会に対する関心を持っていただきたいと思いますと思っております。

本日は、土曜日の夕方、夜の時間でございますけれども、多くの皆様に来ていただきまして本当にありがとうございました。どうぞお帰りはお気をつけてお帰りください。大変ありがとうございます。

◎美濃部議会運営副委員長 以上をもちまして議会報告会を終了いたします。どうかお忘れ物のないよう、お気をつけてお帰りくださいませ。本日はお忙しい中、大変にありがとうございました。

[午後8時27分閉会]